

2025年 8 月13日

各 位

会 社 名 東京電力ホールディングス株式会社
代表者名 代表執行役社長 小早川 智明
(コード：9501、東証プライム)
問合せ先 経理室決算統括グループマネージャー
林 正範
(TEL. 03-6373-1111)

2026年 3 月期 第 1 四半期決算短信〔日本基準〕（連結）
(公認会計士等による期中レビューの完了)

当社は、2025年 7 月31日に「2026年 3 月期 第 1 四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」を開示いたしましたが、
四半期連結財務諸表について、公認会計士等による期中レビューが完了しましたのでお知らせいたします。

なお、2025年 7 月31日に発表した四半期連結財務諸表等について変更はありません。

以 上



2026年3月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕(連結)

2025年8月13日

上場会社名 東京電力ホールディングス株式会社 上場取引所 東
コード番号 9501 URL <https://www.tepco.co.jp/index-j.html>
代表者(役職名) 代表執行役社長 (氏名) 小早川 智明
問合せ先責任者(役職名) 経理室決算統括グループマネージャー (氏名) 林 正範 TEL 03-6373-1111
配当支払開始予定日 —
決算補足説明資料作成の有無 : 有
決算説明会開催の有無 : 無

(百万円未満切捨て)

1. 2026年3月期第1四半期の連結業績(2025年4月1日～2025年6月30日)

(1) 連結経営成績(累計)

(%表示は、対前年同四半期増減率)

	売上高		営業利益		経常利益		親会社株主に帰属する四半期純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
2026年3月期第1四半期	1,425,123	△4.5	64,699	2.9	101,275	△0.9	△857,690	—
2025年3月期第1四半期	1,492,524	△7.6	62,855	△58.4	102,231	△56.2	79,237	△41.9

(注) 包括利益 2026年3月期第1四半期 △925,787百万円(—%) 2025年3月期第1四半期 174,467百万円(△11.1%)

	1株当たり 四半期純利益	潜在株式調整後 1株当たり 四半期純利益
2026年3月期第1四半期	円 銭 △535.36	円 銭 —
2025年3月期第1四半期	49.46	16.05

(2) 連結財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率
	百万円	百万円	%
2026年3月期第1四半期	14,711,447	2,861,326	19.3
2025年3月期	14,986,993	3,786,130	25.1

(参考) 自己資本 2026年3月期第1四半期 2,833,711百万円 2025年3月期 3,759,230百万円

2. 配当の状況

	年間配当金				
	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	期末	合計
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
2025年3月期	—	0.00	—	0.00	0.00
2026年3月期	—	—	—	—	—
2026年3月期(予想)	—	0.00	—	0.00	0.00

(注) 直近に公表されている配当予想からの修正の有無 : 無

3. 2026年3月期の連結業績予想(2025年4月1日～2026年3月31日)

2026年3月期の連結業績予想については、柏崎刈羽原子力発電所の再稼働時期を見通せないことから、現時点で売上高・営業損益・経常損益・親会社株主に帰属する当期純損益ともに未定としております。今後、業績見通しがお示しできる状況となった段階で、速やかにお知らせいたします。

※ 注記事項

(1) 当四半期連結累計期間における連結範囲の重要な変更 : 無
新規 — 社(社名) 、除外 — 社(社名)

(2) 四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用 : 無

(3) 会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示

- ① 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更 : 無
② ①以外の会計方針の変更 : 無
③ 会計上の見積りの変更 : 有
④ 修正再表示 : 無

(4) 発行済株式数(普通株式)

- ① 期末発行済株式数(自己株式を含む)
② 期末自己株式数
③ 期中平均株式数(四半期累計)

2026年3月期1Q	1,607,017,531株	2025年3月期	1,607,017,531株
2026年3月期1Q	4,947,457株	2025年3月期	4,941,929株
2026年3月期1Q	1,602,071,918株	2025年3月期1Q	1,602,101,308株

※ 添付される四半期連結財務諸表に対する公認会計士又は : 有(任意)
監査法人によるレビュー

※ 業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項

- ・ 四半期決算補足説明資料については、2025年7月31日に当社ホームページに掲載しております。
(<https://www.tepcoco.jp/about/ir/library/presentation/index-j.html>)

(参考) 種類株式の配当の状況

普通株式と権利関係の異なる種類株式に係る 1 株当たり配当金の内訳は以下のとおりです。

	年間配当金				
	第 1 四半期末	第 2 四半期末	第 3 四半期末	期末	合計
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
A 種優先株式					
2025 年 3 月期	—	0.00	—	0.00	0.00
2026 年 3 月期	—				
2026 年 3 月期(予想)		0.00	—	0.00	0.00
B 種優先株式					
2025 年 3 月期	—	0.00	—	0.00	0.00
2026 年 3 月期	—				
2026 年 3 月期(予想)		0.00	—	0.00	0.00

(注) 上記の A 種優先株式及び B 種優先株式は、2012 年 7 月に発行しております。

○添付資料の目次

1. 経営成績等の概況	2
2. 四半期連結財務諸表及び主な注記	3
(1) 四半期連結貸借対照表	3
(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書	5
(3) 四半期連結財務諸表に関する注記事項	7
(継続企業の前提に関する注記)	7
(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)	7
(会計上の見積りの変更に関する注記)	7
(追加情報)	7
(四半期連結貸借対照表に関する注記)	10
(四半期連結キャッシュ・フロー計算書に関する注記)	10
(セグメント情報等の注記)	11
(収益認識関係に関する注記)	13
独立監査人の四半期連結財務諸表に対する期中レビュー報告書	14

1. 経営成績等の概況

当四半期連結累計期間の経営成績等の概況

当該内容は、2025年7月31日に当社ホームページに掲載の「決算概要」において記載しております。

（URL <https://www.tepco.co.jp/about/ir/library/results/pdf/2603qlgaiyou-j.pdf>）

2. 四半期連結財務諸表及び主な注記

(1) 四半期連結貸借対照表

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2025年6月30日)
資産の部		
固定資産	12,523,394	12,493,926
電気事業固定資産	5,697,700	5,705,500
水力発電設備	405,120	405,718
原子力発電設備	880,389	876,166
送電設備	1,435,832	1,434,787
変電設備	659,002	663,434
配電設備	2,182,610	2,188,633
その他の電気事業固定資産	134,743	136,759
その他の固定資産	392,768	389,660
固定資産仮勘定	2,041,457	2,069,916
建設仮勘定及び除却仮勘定	1,560,207	1,593,527
原子力廃止関連仮勘定	106,442	101,580
使用済燃料再処理関連加工仮勘定	374,807	374,807
核燃料	535,177	539,155
装荷核燃料	81,604	82,205
加工中等核燃料	453,572	456,949
投資その他の資産	3,856,290	3,789,693
長期投資	167,789	178,306
関係会社長期投資	1,886,374	1,858,671
未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金	525,412	485,215
廃炉等積立金	712,208	697,246
退職給付に係る資産	237,858	240,835
その他	328,422	331,109
貸倒引当金（貸方）	△1,774	△1,690
流動資産	2,463,599	2,217,521
現金及び預金	936,335	736,899
受取手形、売掛金及び契約資産	666,097	587,804
棚卸資産	138,926	145,699
その他	739,219	762,707
貸倒引当金（貸方）	△16,979	△15,588
合計	14,986,993	14,711,447

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2025年6月30日)
負債及び純資産の部		
固定負債	6,459,378	7,409,805
社債	3,231,000	3,271,000
長期借入金	69,398	67,255
未払廃炉拠出金	607,465	607,465
特定原子力施設炉心等除去準備引当金	29,112	—
特定原子力施設炉心等除去引当金	163,034	191,529
災害損失引当金	604,230	1,506,681
原子力損害賠償引当金	532,205	549,944
退職給付に係る負債	273,525	265,650
資産除去債務	373,982	373,918
その他	575,424	576,360
流動負債	4,741,484	4,439,866
1年以内に期限到来の固定負債	371,097	417,317
短期借入金	2,867,871	2,870,925
支払手形及び買掛金	485,008	396,272
未払税金	104,698	37,247
その他	912,808	718,102
特別法上の引当金	—	449
濁水準備引当金	—	449
負債合計	11,200,862	11,850,121
株主資本	3,418,890	2,561,289
資本金	1,400,975	1,400,975
資本剰余金	756,316	756,407
利益剰余金	1,270,136	412,445
自己株式	△8,538	△8,540
その他の包括利益累計額	340,339	272,422
その他有価証券評価差額金	24,729	27,121
繰延ヘッジ損益	34,591	16,456
土地再評価差額金	△3,012	△3,013
為替換算調整勘定	227,007	187,945
退職給付に係る調整累計額	57,023	43,912
非支配株主持分	26,900	27,614
純資産合計	3,786,130	2,861,326
合計	14,986,993	14,711,447

(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書

(四半期連結損益計算書)

(第1四半期連結累計期間)

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (2024年4月1日から 2024年6月30日まで)	当第1四半期連結累計期間 (2025年4月1日から 2025年6月30日まで)
営業収益	1,492,524	1,425,123
電気事業営業収益	1,365,185	1,295,923
その他事業営業収益	127,339	129,199
営業費用	1,429,668	1,360,423
電気事業営業費用	1,304,806	1,240,289
その他事業営業費用	124,862	120,134
営業利益	62,855	64,699
営業外収益	59,187	61,951
受取配当金	147	495
受取利息	388	1,099
持分法による投資利益	54,729	57,493
その他	3,921	2,862
営業外費用	19,812	25,376
支払利息	16,112	22,384
その他	3,699	2,991
四半期経常収益合計	1,551,712	1,487,075
四半期経常費用合計	1,449,480	1,385,799
経常利益	102,231	101,275
繰水準備金引当又は取崩し	38	449
繰水準備金引当	38	449
特別損失	18,096	954,977
災害特別損失	—	903,046
原子力損害賠償費	18,096	51,931
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	84,096	△854,151
法人税、住民税及び事業税	3,181	2,733
法人税等調整額	1,570	986
法人税等合計	4,751	3,720
四半期純利益又は四半期純損失(△)	79,344	△857,871
非支配株主に帰属する四半期純利益又は非支配株主に帰属する四半期純損失(△)	107	△180
親会社株主に帰属する四半期純利益又は親会社株主に帰属する四半期純損失(△)	79,237	△857,690

(四半期連結包括利益計算書)

(第1四半期連結累計期間)

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (2024年4月1日から 2024年6月30日まで)	当第1四半期連結累計期間 (2025年4月1日から 2025年6月30日まで)
四半期純利益又は四半期純損失(△)	79,344	△857,871
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	25	2,953
繰延ヘッジ損益	—	△1,121
為替換算調整勘定	3,344	△2,955
退職給付に係る調整額	△961	△12,801
持分法適用会社に対する持分相当額	92,715	△53,990
その他の包括利益合計	95,122	△67,915
四半期包括利益	174,467	△925,787
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	174,360	△925,607
非支配株主に係る四半期包括利益	107	△180

(3) 四半期連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)

該当事項はありません。

(会計上の見積りの変更に関する注記)

福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用又は損失の見積りの変更

東北地方太平洋沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用又は損失について、2025年7月23日に開催された原子力損害賠償・廃炉等支援機構（以下、「機構」という。）の燃料デブリ取り出し工法評価小委員会において、燃料デブリ取り出し工法を設定したうえで、一定の技術的根拠をもって示すことが出来るようになった燃料デブリ取り出しに係る準備工程について議論が行われ、取り出し準備に係る作業のあり方が示されたことから、当該費用又は損失の見積りの変更を行いました。

その結果、当第1四半期連結累計期間において、新たに見込まれる取り出し準備の作業費用等を災害特別損失として903,046百万円計上し、税金等調整前四半期純損失が同額増加しています。

(追加情報)

1. 福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用又は損失の見積り

(1) 災害損失引当金

東北地方太平洋沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用又は損失に備えるため、当第1四半期連結会計期間末における見積額を計上しています。

災害損失引当金に含まれる主な費用又は損失の計上方法等については以下のとおりです。

① 福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用又は損失

政府の原子力災害対策本部が設置する政府・東京電力中長期対策会議により「東京電力(株)福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」(2011年12月21日)が策定され(2019年12月27日最終改訂)、当社はこの主要な目標工程等を達成するための具体的な計画として「廃炉中長期実行プラン2025」(2025年3月27日改訂)を策定しています。

これらに係る費用又は損失のうち、通常の見積りが可能なものについては、具体的な目標期間と個々の対策内容に基づく見積額を計上しています。ただし、原賠機構法第55条の9第2項の承認の申請をした廃炉等積立金の取戻しに関する計画における炉心等除去に要する費用は、ここには含んでいません。

通常の見積りが困難であるものは、海外原子力発電所事故における実績額に基づく概算額を計上しています。

なお、福島第一原子力発電所の廃炉は過去に実例のない取組みであり、原子炉内の燃料デブリ取り出しに関する具体的な作業内容等の決定は、原子炉内の状況を確認するとともに必要となる研究開発等を踏まえての判断となります。したがって、廃炉中長期実行プランに係る費用及び海外原子力発電所事故における実績額に基づき計上している金額については、今後変動する可能性があるものの、当第1四半期連結会計期間末の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上しています。

② 福島第一原子力発電所1～4号機の廃止に関する費用又は損失のうち加工中等核燃料の処理費用

今後の使用が見込めない加工中等核燃料に係る処理費用について、具体的な作業等が計画されているものについては、契約等に基づく見積額を計上しています。一方、具体的な作業等を検討中であるものについては、将来の処理に要すると見込まれる費用の現価相当額(割引率4.0%)を計上しています。

なお、装荷核燃料に係る処理費用はその他固定負債に含めて表示しています。

(2) 特定原子力施設炉心等除去引当金

東北地方太平洋沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用又は損失に備えるため、原賠機構法第55条の9第2項の承認の申請をした廃炉等積立金の取戻しに関する計画に定める金額のうち炉心等除去に要する費用を計上しています。

(3) 廃炉等積立金

原賠機構法第55条の3第1項の規定に基づき、機構より通知を受け、積立てを行った金額を廃炉等積立金として計上しています。

なお、当該積立金は、廃炉等実施認定事業者の廃炉等の適正かつ着実な実施を確保するため、2018年度より、原賠機構法の規定に基づき、機構に積立てを実施しているものです。

2. 福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害に係る賠償

(1) 原子力損害賠償引当金

① 賠償及び除染に係る引当金の計上方法

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害に係る賠償に要する費用に備えるため、当第1四半期連結会計期間末における賠償見積額を原子力損害賠償引当金に計上しています。賠償額の見積りは、原子力損害賠償紛争審査会が決定する、原子力損害に関する中間指針等の賠償に関する国の指針や、放射性物質汚染対処特措法等の法律、これらを踏まえた当社の賠償基準、また、損害賠償請求実績や客観的な統計データ等に基づいています。

なお、新たな賠償に関する国の指針の決定や、当社の賠償基準の策定、また、参照するデータの精緻化や被害を受けられた皆さまとの合意等により、今後変動する可能性があるものの、当第1四半期連結会計期間末における合理的な見積額を計上しています。

② 除染に係る引当金の相殺表示

原子力損害の除染に係る賠償に要する費用への備えについては、電気事業会計規則に基づき、当第1四半期連結会計期間末において、原子力損害賠償引当金を、同額の未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金と相殺表示しています。

具体的には、当第1四半期連結会計期間末において、補償契約法の規定による補償金の受入額188,926百万円及び放射性物質汚染対処特措法等に基づく当社の国に対する賠償債務（2015年1月1日以降に債務認識したもの）に対応する原賠機構法の規定に基づく資金援助の申請額に係る未収金1,519,790百万円は、未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金及び原子力損害賠償引当金から控除しています。

(2) 原子力損害賠償費

賠償及び除染に係るもの

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、原賠法に基づく賠償を実施しており、当該賠償見積額と前連結会計年度の見積額との差額を原子力損害賠償費に計上しています。

(3) 原賠・廃炉等支援機構特別負担金

資金援助を受けるにあたっては、原賠機構法第52条第1項の規定により機構が定める特別な負担金を支払うこととされていますが、その金額については、当社の収支の状況に照らし、連結会計年度ごとに機構における運営委員会の議決を経て定められるとともに、主務大臣による認可が必要となることなどから、計上していません。

3. 原子力廃止関連仮勘定の償却及び廃炉円滑化負担金

廃炉の円滑な実施等を目的として廃炉会計制度が措置され、エネルギー政策の変更や安全規制の変更等に伴い廃止した原子炉においては、その残存簿価等について同制度の適用を受けることで一般送配電事業者の託送料金の仕組みを通じて回収することとなります。

(1) 原子力廃止関連仮勘定の償却

当社は2019年7月31日の取締役会決議により、福島第二原子力発電所1～4号機の廃止を決定したことから、同日、電気事業会計規則の規定に基づき、経済産業大臣に原子力廃止関連仮勘定承認申請書を提出し、同年8月19日に承認されました。

また、2024年4月1日にGX脱炭素電源法及びGX脱炭素電源法改正省令が施行されたことにより、解体引当金省令が廃止され、電気事業会計規則が改正されました。

これに基づき、当該原子炉の廃止に伴って生ずる使用済燃料再処理等拠出金費及び当該燃料の解体に要する費用に相当する額並びに原子力発電施設解体引当金の要引当額に相当する額からGX脱炭素電源法改正省令施行日の前連結会計年度までに積み立てられた額を控除して得た金額を原子力廃止関連仮勘定に計上しています。

原子力廃止関連仮勘定は電事法施行規則改正省令附則第8条の規定及びGX脱炭素電源法改正省令附則第9条の規定に基づき、一般送配電事業者からの払渡しに応じて償却しています。

(2) 廃炉円滑化負担金

電事法施行規則第45条の21の16の規定に基づき、原子力廃止関連仮勘定及び原子力発電施設解体引当金の要引当額について、経済産業大臣に廃炉円滑化負担金承認申請書を提出し、2020年7月22日に承認され、東京電力パワーグリッド株式会社及び東北電力ネットワーク株式会社において電事法施行規則第45条の21の15の規定に基づき、2020年10月1日を実施期日として託送供給等約款の変更を行い、廃炉円滑化負担金の回収及び当社への払渡しを行っています。

一般送配電事業者から払い渡された廃炉円滑化負担金は、電気事業会計規則に基づき、廃炉円滑化負担金相当収益として計上しています。

(四半期連結貸借対照表に関する注記)

原子力損害の賠償に係る偶発債務

前連結会計年度(2025年3月31日)

多核種除去設備等処理水(ALPS処理水)の海洋放出を開始して以降、外国政府からの輸入停止措置等による損害が発生していますが、当連結会計年度末においては、被害状況の全容を確認できていないことなどから、損害賠償請求実績等の入手可能なデータにより合理的な算定が可能な金額を除き、その賠償額を合理的に見積もることができません。

また、放射性物質汚染対処特措法に基づき講ぜられる廃棄物の処理及び除染等の措置等が、国の財政上の措置の下に進められています。当該措置に係る費用のうち、当連結会計年度末で当該措置の具体的な実施内容等を把握できる状況になく、費用負担の在り方について国と協議中である費用等については、合理的に見積もることができません。

なお、係る原子力損害の賠償に対し機構は、原賠機構法に基づき、申請のあった原子力事業者に対し必要な資金援助を行うこととされています。

当第1四半期連結会計期間(2025年6月30日)

多核種除去設備等処理水(ALPS処理水)の海洋放出を開始して以降、外国政府からの輸入停止措置等による損害が発生していますが、当第1四半期連結会計期間末においては、被害状況の全容を確認できていないことなどから、損害賠償請求実績等の入手可能なデータにより合理的な算定が可能な金額を除き、その賠償額を合理的に見積もることができません。

また、放射性物質汚染対処特措法に基づき講ぜられる廃棄物の処理及び除染等の措置等が、国の財政上の措置の下に進められています。当該措置に係る費用のうち、当第1四半期連結会計期間末で当該措置の具体的な実施内容等を把握できる状況になく、費用負担の在り方について国と協議中である費用等については、合理的に見積もることができません。

なお、係る原子力損害の賠償に対し機構は、原賠機構法に基づき、申請のあった原子力事業者に対し必要な資金援助を行うこととされています。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書に関する注記)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりです。

	前第1四半期連結累計期間 (2024年4月1日から 2024年6月30日まで)	当第1四半期連結累計期間 (2025年4月1日から 2025年6月30日まで)
減価償却費	88,788百万円	95,184百万円

(セグメント情報等の注記)

【セグメント情報】

I 前第1四半期連結累計期間(2024年4月1日から2024年6月30日まで)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

(単位: 百万円)

	報告セグメント					合計	調整額 (注1)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注2)
	ホール ディングス	フュエル & パワー	パワー グリッド	エナジー パートナー	リニューアブ ルパワー			
売上高								
外部顧客への売上高	31,036	945	258,231	1,181,830	20,480	1,492,524	—	1,492,524
セグメント間の内部 売上高又は振替高	140,803	—	260,087	44,261	37,104	482,256	△482,256	—
計	171,839	945	518,319	1,226,091	57,585	1,974,781	△482,256	1,492,524
収益の分解情報(注3)								
顧客との契約から生じる 収益	171,839	945	518,039	1,167,698	57,585	1,916,108		
電気事業営業収益	136,927	945	494,870	1,086,430	56,692	1,775,866		
ガス供給事業営業収益	—	—	—	62,532	—	62,532		
その他事業営業収益	34,912	—	23,168	18,735	892	77,709		
顧客との契約以外の源泉 から生じた収益	—	—	279	58,393	—	58,672		
計	171,839	945	518,319	1,226,091	57,585	1,974,781	△482,256	1,492,524
セグメント利益	151,645	38,771	11,784	21,410	20,101	243,712	△141,481	102,231

(注) 1. セグメント利益の調整額△141,481百万円には、セグメント間の受取配当金消去△140,998百万円等が含まれています。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の経常利益と調整を行っています。

3. 「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」及び「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に基づき実施される「電気・ガス価格激変緩和対策事業」により、国が定める値引き単価による電気料金・ガス料金の値引きを行っており、その原資として受領する補助金(以下、「当該補助金」という。)58,672百万円を「顧客との契約以外の源泉から生じた収益」に区分表示しています。内訳は、「パワーグリッド」が279百万円、「エナジーパートナー」が58,393百万円です。

なお、当該補助金以外の顧客との契約以外の源泉から生じた収益の額に重要性はないため、顧客との契約から生じる収益との区分表示はしていません。

Ⅱ 当第1四半期連結累計期間(2025年4月1日から2025年6月30日まで)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

(単位: 百万円)

	報告セグメント					合計	調整額 (注1)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注2)
	ホール ディングス	フュエル & パワー	パワー グリッド	エナジー パートナー	リニューア ブルパワー			
売上高								
外部顧客への売上高	34,951	924	270,432	1,107,553	11,260	1,425,123	—	1,425,123
セグメント間の内部 売上高又は振替高	130,834	—	247,366	42,105	47,223	467,530	△467,530	—
計	165,786	924	517,799	1,149,659	58,484	1,892,653	△467,530	1,425,123
収益の分解情報(注3)								
顧客との契約から生じる 収益	165,786	924	517,771	1,140,410	58,484	1,883,376		
電気事業営業収益	117,879	924	496,839	1,061,939	57,409	1,734,993		
ガス供給事業営業収益	—	—	—	60,013	—	60,013		
その他事業営業収益	47,906	—	20,931	18,456	1,075	88,369		
顧客との契約以外の源泉 から生じた収益	—	—	28	9,248	—	9,277		
計	165,786	924	517,799	1,149,659	58,484	1,892,653	△467,530	1,425,123
セグメント利益	162,994	39,442	22,497	30,601	23,585	279,121	△177,846	101,275

(注) 1. セグメント利益の調整額△177,846百万円には、セグメント間の受取配当金消去△176,018百万円等が含まれています。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の経常利益と調整を行っています。

3. 「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」に基づき実施される「電気・ガス料金負担軽減支援事業」により、国が定める値引き単価による電気料金・ガス料金の値引きを行っており、その原資として受領する補助金(以下、「当該補助金」という。)9,277百万円を「顧客との契約以外の源泉から生じた収益」に区分表示しています。内訳は、「パワーグリッド」が28百万円、「エナジーパートナー」が9,248百万円です。

なお、当該補助金以外の顧客との契約以外の源泉から生じた収益の額に重要性はないため、顧客との契約から生じる収益との区分表示はしていません。

（収益認識関係に関する注記）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項（セグメント情報等の注記）」に記載のとおりです。

本文中で用いた法令等の略称

本文中の表記	法令等の名称
原賠機構法	原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成23年8月10日 法律第94号）
原子力損害に関する中間指針	東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針（平成23年8月5日）
放射性物質汚染対処特措法	平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年8月30日 法律第110号）
電気事業会計規則	電気事業会計規則（昭和40年 通商産業省令第57号）
補償契約法	原子力損害賠償補償契約に関する法律（昭和36年6月17日 法律第148号）
原賠法	原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年6月17日 法律第147号）
G X脱炭素電源法	脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和5年 法律第44号）
G X脱炭素電源法改正省令	脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（令和6年 経済産業省令第21号）
解体引当金省令	原子力発電施設解体引当金に関する省令（平成元年 通商産業省令第30号）
電事法施行規則改正省令	電気事業法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年 経済産業省令第77号）
電事法施行規則	電気事業法施行規則（平成7年 通商産業省令第77号）

独立監査人の四半期連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年8月13日

東京電力ホールディングス株式会社
取締役会 御 中

EY 新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 春日 淳 志

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 飯田 昌 泰

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 前川 和 之

監査人の結論

当監査法人は、四半期決算短信の「添付資料」に掲げられている東京電力ホールディングス株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（2025年4月1日から2025年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2025年4月1日から2025年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して作成されていないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

強調事項

1. 「四半期連結財務諸表に関する注記事項 四半期連結貸借対照表に関する注記 原子力損害の賠償に係る偶発債務 当第1四半期連結会計期間」に記載されているとおり、ALPS処理水の海洋放出を開始して以降、外国政府からの輸入停止措置等による損害が発生しているが、当第1四半期連結会計期間末においては、被害状況の全容を確認できていないことなどから、損害賠償請求実績等の入手可能なデータにより合理的な算定が可能な金額を除き、その賠償額を合理的に見積もることができない。

また、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年8月30日 法律第110号）に基づき講ぜられる廃棄物の処理及び除染等の措置等が、国の財政上の措置の下に進められている。当該措置に係る費用のうち、当第1四半期連結会計期間末で当該措置の具体的な実施内容等を把握できる状況になく、費用負担の在り方について国と協議中である費用等については、合理的に見積もることができない。

なお、係る原子力損害の賠償に対し原子力損害賠償・廃炉等支援機構は、「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」（平成23年8月10日 法律第94号）に基づき、申請のあった原子力事業者に対し必要な資金援助を行うこととされている。

2. 「四半期連結財務諸表に関する注記事項 追加情報 1. 福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用又は損失の見積り」に記載されているとおり、廃炉中長期実行プランに係る費用及び海外原子力発電所事故における実績額に基づき計上している金額については、今後変動する可能性がある。
- 当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

四半期連結財務諸表に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して四半期連結財務諸表を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して作成されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して作成されていないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注） 1． 上記の期中レビュー報告書の原本は当社（四半期決算短信開示会社）が別途保管しております。
2． X B R Lデータ及びHTMLデータは期中レビューの対象には含まれていません。